

とちぎの子どもの確かな学力向上について

提 言

平成24年3月

とちぎの子どもの確かな学力向上検討委員会

目 次

I	はじめに	1
II	検討の経緯	2
1	栃木県児童生徒の学力の現状と課題	2
2	栃木県における現行の学力向上対策の検証	5
III	今後の学力向上対策	10
1	栃木県における今後の学力向上の考え方	10
2	学力向上の具体策	11
3	新たに実施を検討する県版学力調査について	14
IV	おわりに	17
	〈参 考〉 本県における学力向上対策	18
	〈参 考〉 他県における学力向上対策の状況	19
	〈資料1〉 とちぎの子どもの確かな学力向上検討委員会設置要綱	22
	〈資料2〉 「とちぎの子どもの確かな学力向上検討委員会」委員名簿	23

I はじめに

今日、子どもたちを取り巻く環境は、少子化、情報化、グローバル化などの進行に伴い常に変化し、将来の予測が困難な状況が生じている。日本の児童生徒の学力については、学力に関する国際的調査である「OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA)」「国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS)」などの結果が話題となり、関心の高まりがみられる。

このような中、文部科学省では、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること」を目的に、全国の小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に全国学力・学習状況調査を行い、悉皆調査から抽出調査へと方法の変更を経て、現在に至っている。

栃木県教育委員会では、児童生徒の学力を総合的に育むために「教師の指導力」「子どもの学ぶ意欲、学習習慣」「保護者の理解・協力」の三つを学力向上の柱として学力向上対策を実施してきている。特徴としては、小学校第1学年から中学校第3学年までの各教科において身に付けるべき基礎的・基本的な知識・技能を示した「とちぎの子どもの基礎・基本」及び問題事例集の作成と、抽出による習得状況調査の実施を関連させた本県独自の取組が挙げられる。

このような中、平成23年3月に栃木県教育委員会が策定した「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の下、子どもたちの社会的な自立に向けて一人一人の学力を保証するために、有識者による「とちぎの子どもの確かな学力向上検討委員会」を新たに設置し、栃木県独自の学力向上対策や学力調査の在り方について検討することとされた。

本委員会では、時代の要請や県民の期待を受け、未来を担う人材を育成するという視点に立ち、子どもの確かな学力向上に向けて、先進県の視察報告や各委員が幅広い見地から意見を交わし、協議を深めてきた。

本提言は、今後の本県における学力向上対策について、委員会で出された意見を基に方向性をまとめたものである。

平成24年3月

とちぎの子どもの確かな学力向上検討委員会
委員長 人見 久城

Ⅱ 検討の経緯

1 栃木県児童生徒の学力の現状と課題

「とちぎの子どもの基礎・基本」習得状況調査及び全国学力・学習状況調査の結果を基にした栃木県児童生徒の学力の現状と課題をまとめてみると、以下のとおりになる。

(1) 平成22年度「とちぎの子どもの基礎・基本」習得状況調査結果から

本県が平成21年度から独自調査しているこれらの調査問題は、平均正答率がおおむね80%を超えることを想定して作成されている。平成22年度における成果と課題をまとめると、次のとおりである。

(成果)

- ・ 国語、算数・数学、英語では、平均正答率が80%を超えている学年が多い。
また、国語の漢字の読みや算数・数学の計算技能など、特に小学校において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る指導の成果が見られている。

(課題)

- ・ 教科の結果分析から、前回（平成21年度）と同様の内容の習得が不十分である。
- ・ 下の学年でのつまづきが、上の学年に影響している。
- ・ 教科の一部の内容の未習得が、他の教科の内容の習得に影響している例も見られる。

これらのことから、基礎的・基本的な知識や技能の習得を、小中の連続性で捉え、系統的な指導を一層重視する必要がある。

[平成22年度「とちぎの子どもの基礎・基本」習得状況調査]

1 調査の実施

県内公立小学校及び中学校から抽出された調査実施校(小学校20校、中学校20校)において、平成23年1月11日(火)～1月27日(木)の期間中に実施

2 調査対象学年及び教科

小学校：第1、2学年…国語、算数 第3～6学年…国語、社会、算数、理科
中学校：第1、2学年…国語、社会、数学、理科、英語

3 各学年実施人数

学年	小学校						中学校		計
	1	2	3	4	5	6	1	2	
人数	566	584	595	577	584	557	544	558	4,565

4 各学年各教科平均正答率

	学年	国語	社会	算数/ 数学	理科	英語
小学校	1	91.3		95.7		
	2	86.7		94.8		
	3	82.7	87.3	89.8	85.9	
	4	84.5	79.6	91.2	78.4	
	5	72.7	78.3	86.3	76.5	
	6	82.6	75.8	82.0	77.6	
中学校	1	79.7	69.7	79.7	78.7	82.3
	2	76.5	70.9	82.5	72.9	81.5

(2) 平成22年度全国学力・学習状況調査結果から

文部科学省が実施した「平成22年度全国学力・学習状況調査」における質問紙調査と教科に関する調査の結果における成果と課題をまとめると、次のとおりである。

【質問紙調査】

(成果)

- ・ 児童生徒は、将来に夢や目標をもち、前向きに日常生活を送っている。
- ・ 児童生徒は、学校の決まりや友達との約束を守って生活している。
- ・ 家庭では、予習・復習を中心に苦手な教科にも取り組んでいる。
- ・ 学校では、学習規律の維持を徹底させ、落ち着いた授業を行っている。
- ・ 教員は、指導方法や指導内容を工夫している。

(課題)

- ・ 家庭学習の時間が短い。
- ・ 家庭学習の内容や方法に工夫改善が必要である。

これらのことから、課題はあるものの、児童生徒の学習・生活習慣や学校の取組において望ましい傾向があることを確認した。

【教科に関する調査】

(成果)

- ・ 全国の結果と比較すると、平均正答率は各学年各教科ともほぼ同程度である。

(課題)

- ・ 学習指導要領の領域別の集計結果によると、全国平均を下回っている領域がある。
- ・ 説明したり表現したりする問題の平均正答率が低い。
- ・ 無解答率が高い傾向がある。

これらのことから、身に付けた基礎・基本が活用できるまで定着しているとはいえないこと、そしてこのことがB問題（主として「活用」に関する問題）の結果にも影響していることがうかがえる。

以上のように、平成22年度全国学力・学習状況調査結果の分析から読み取れることを総合すると、児童生徒のよい傾向や学校の意欲的な取組が見られることから、更なる学力向上が期待できる。

[平成22年度 全国学力・学習状況調査]

1 調査の実施

県内公立小学校及び中学校から抽出された調査実施校(小学校101校、中学校75校)において、平成22年4月20日(火)に実施

2 調査対象学年及び教科

小学校：第6学年…国語、算数

中学校：第3学年…国語、数学

3 各学年実施人数

小学校第6学年				
教科	国語A	国語B	算数A	算数B
人数	4,645	4,645	4,643	4,643

中学校第3学年				
教科	国語A	国語B	数学A	数学B
人数	7,871	7,871	7,873	7,880

4 各学年各教科平均正答率

(数値は平均正答率95%の信頼区間)

小学校第6学年			中学校第3学年		
教科	栃木県	全国	教科	栃木県	全国
国語A	82.2－83.6%	83.2－83.5%	国語A	74.2－75.5%	75.0－75.2%
国語B	76.3－78.2%	77.7－78.0%	国語B	64.9－66.6%	65.1－65.5%
算数A	73.8－75.7%	74.0－74.4%	数学A	62.6－65.0%	64.4－64.8%
算数B	48.0－50.0%	49.1－49.5%	数学B	41.4－44.1%	43.1－43.5%

※平均正答率の95%信頼区間とは、全員を対象とした調査を行った場合に、95%の確率で平均正答率が含まれる範囲。

2 栃木県における現行の学力向上対策の検証

(1) 現行の学力向上対策の全体像について

本委員会において、県教育委員会では、学力を「基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲や主体的な態度」と捉え、それらを育むために「教師の指導力」「子どもの学ぶ意欲・学習習慣」「保護者の理解・協力」の三つを学力向上の柱とし、各種取組を展開していることを確認した。

協議では、県教育委員会がこれまで取り組んできた内容・方法等が、児童生徒の学力を向上させる上で有効であるのか検証した。出された意見を三つの柱ごとにまとめると、以下のとおりになる。

※P18参照 〈参考〉「本県における学力向上対策」

ア 「教師の指導力」

学力を向上させるためには、教員の指導力の向上が図られなければならない。そこで、教員の指導力を向上させるためには、教員が授業に臨む姿勢が何よりも重要であり、授業の質の向上を図る研修を推進することが大切である。

そのために、教員は、身に付けさせるべき基礎・基本を明確にして指導することに加え、児童生徒の習得状況を意図的・計画的に評価し確実に習得を図っていくことが欠かせない。さらに、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する学習活動の設定やその活動の充実に向けて工夫することが大切である。

また、互いに授業を見せ合ったり、先輩の授業を見て学んだりする「校内研修」や、教員が校外に出て学ぶ「校外研修」を充実させることが大切になる。

校内研修は、若手教員を学校全体で育てる校内体制を確立させる上でも特に重要であり、互いに学び合う教員の意識、姿勢が基盤になることを確認した。

校外研修においては、学校の校務や授業に結び付けていこうとする研修者の参加意識の高揚を図る一方で、教員が子どもと向き合う時間を確保するために研修の精選等は、不断に見直す必要がある。

さらに、市町教育委員会等の指導主事を要請したり、「学校応援チーム」を活用したりするなど、研修を充実させるためには指導者の派遣が大変有効である。「学校応援チーム」は、学校に継続的に関わることができるとともに、学校や教員のニーズに適切に対応することが可能となり、指導案検討会や授業研究会の内容が充実し、校内のミドルリーダーの育成や授業実践意欲の向上につながったなどの成果を確認している。意欲的に研修に取り組もうとする学校に対しては、引き続き県教育委員会の指導主事を市町に広く派遣してほしいという要望が出された。

一方、各学校で実施している教職員評価制度は、教職員一人一人の資質・能力や勤務意欲の向上を図る上で役立っている。この取組には、年度当初に自己の目標を決定し、年度末にその目標達成状況等を自己評価していく「目標管理」の考

え方が取り入れられている。一連の評価に関する過程の中での自己の振り返りや、自己評価に対する校長等との面談を通して、教職員一人一人が資質・能力を高め、勤務意欲あふれた教育を実践できることを目指している。このような教職員評価制度を十分に活用し、教員の指導力の向上を図ることも重要である。

イ 「子どもの学ぶ意欲・学習習慣」

学力を向上させるためには、子どもの学ぶ意欲や学習習慣を発達段階に応じて積み上げていくことも重要である。

県教育委員会が作成している「学業指導」「家庭学習のすすめ」などのリーフレットを学校が活用したり、外部講師による出前授業などを実施したりすることで、児童生徒の学ぶ意欲を向上させることができる。

「学業指導」は、それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒が自らの力で様々な不適応を解消し、意欲的に学習活動に取り組めるよう指導・援助していくというものであることから、学力向上を図る上でも大変重要な考え方である。このリーフレットを活用し、全教職員で共通理解の下、学校全体で授業改善に取り組み、子どもの学習意欲の向上を目指している学校が増えてきている。

「家庭学習のすすめ」は、子どもの発達段階に応じて指導を工夫し、家庭学習の習慣化を図るために作成されている。学校においては、これらを踏まえ指導のポイントを明確にして活用することが大切である。このリーフレットを基に、自校化を図りながら、児童生徒の実態に応じたきめ細やかな指導を行っている学校や、朝の会や帰りの会等で、家庭学習の仕方等について具体的に指導している学校もある。また、このリーフレットを活用しながら、保護者会等で家庭学習の大切さを説明し、保護者の協力を求めている事例が挙げられた。

ウ 「保護者の理解・協力」

学力を向上させるためには、保護者の理解・協力を得ることも欠かせない。

県教育委員会が全国に先駆けて作成した「親学習プログラム」は大変好評である。このプログラムは、子どもの理解や子どもへの接し方、親子のコミュニケーション等、子育てに必要なスキルについて、保護者同士が身近なエピソードやワークを通して話し合い、交流しながら主体的に学ぶ、参加型の学習である。参加者からは「自分の子育てを振り返る機会となった。」「学んだことを家庭でも実践してみようと思う。」など、前向きな感想が出ている。

一方で、このようなよい取組が保護者に十分浸透されていないのではないかという指摘があった。今後は一層の普及・啓発に努め、就学時健診やPTA総会、授業参観等、多くの保護者が集まる機会に、「親学習プログラム」が活用・実践され、子どもや学校の理解を深めていく機会となることが望まれるという意見が出された。

(2) 現行の県版学力調査について

本委員会においては、現在行われている「とちぎの子どもの基礎・基本」習得状況調査を中心に協議が行われた。

本調査においては、県内小・中学校からそれぞれ20校、各学年約500名を抽出して実施するほか、調査実施を希望する学校に問題の提供が行われていることを確認した。また、調査実施後には、抽出校の調査結果と授業改善のポイントをまとめた資料を配布し、各学校の学力向上対策の一助となることを期待しているものの、調査を実施しない学校・学級においては、必ずしも十分に活用されていない状況があることを確認した。

このような現状を確認した上で、委員からは、学力調査が児童生徒の学力向上に資する調査システムとするためには、全ての教員が、自らの指導を振り返るとともに、子どもたち一人一人が自分の学習について確認できるシステムが必要なのではないかとの意見が多く出された。

協議においては、現行の調査の調査方法、実施時期、実施学年等を検証し、出された意見を観点ごとにまとめてみると、以下のとおりになる。

ア 調査方法について

抽出調査では、一部の児童生徒と学校において実施することで、県全体の大きな傾向をつかむことができるという利点がある。

県教育委員会がこれまで独自に実施してきた調査は、全て抽出による調査であり、現在では、「とちぎの子どもの基礎・基本」習得状況調査で、児童生徒が身に付けるべき基礎・基本の習得状況の傾向を確認してきている。

一方、悉皆調査では、県全体の傾向だけでなく児童生徒一人一人の学力をより正確に把握することができることから、その結果を個別に返すことが可能となる。また、教員一人一人が指導上の課題を具体的に自覚し、授業改善を図っていくことも可能となる。さらに、その調査結果分析を基に、学校としての学力向上対策を具体的に検討できるという利点がある。

イ 実施時期について

現行の調査は1月に実施されているため、国の調査時期と重ならない利点はあるが、調査結果を児童生徒に返すのは年度末の3月となっている。

できるだけ年度の早い時期、または、夏休み前に実施することができれば、児童生徒の学習改善や教員の授業改善を夏休み以降に行うことができる。

また、夏休み以降に実施することも考えられるが、いずれの場合でも、年度内に必ず児童生徒一人一人にフィードバックできるようにすることが必要である。

ウ 実施学年について

現行の調査は、小学校第1学年～中学校第2学年で実施され、全国学力・学習状況調査は、小学校第6学年、中学校第3学年で実施されていることから、重複を避けて小学校第5学年、中学校第2学年での実施が望ましいという意見や、実施時期によっては、小学校第6学年を含むこともできるという意見が出された。

また、小学校第4学年頃から学習内容の増加に伴い、習熟に差が見られるため、小学校第4学年から実施するといった意見や、つまずきを発見することができることから、低学年のうちに実施するといった意見も出された。

さらに、児童生徒の学力向上の観点から、できるだけ多くの学年で実施されることが望まれるなどといった意見もあり、実施学年については十分に検討する必要がある。

エ 実施教科について

現行の調査は、小学校4教科（第1学年・第2学年は2教科）、中学校5教科で実施されている。一方、全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学の2教科で実施されている。児童生徒の学力向上の観点から、できるだけ多くの教科で実施されることが望まれる。

オ 問題内容について

現行の調査問題の内容は、基礎的・基本的な知識・技能を20分で解く問題である。今後は、活用する力を見る調査問題まで広げていくのか、現行どおり基礎・基本に限る調査問題にするのかは調査の設計に大きな影響を与えるので、方向性を確かなものにしなければならない。

また、今後実施しようとしている調査と「とちぎの子ども基礎・基本」やその「問題事例集」〔基礎・基本編〕及び「問題事例集」〔活用編〕との関わりを再度確認する必要がある。

さらに、児童生徒一人一人の実態を把握することが求められていることから、課題の把握や年度ごとの状況を比較することが必要となる。

カ 問題作成について

現行の調査問題は県教育委員会において作成している。

指導主事だけでなく、児童生徒の指導に直接関わっている教員も問題作成に携わることで、教員の資質向上につながるとともに、児童生徒の実態を把握した問題を作成することができる。

キ 採点について

現行の調査問題は県教育委員会において採点している。

自校採点方式は、教員に負担がかかるものの、自校の子どものたちの結果や傾向がすぐに分かる利点がある。児童生徒のフィードバックに重点を置くのであれば、自校採点方式の導入を検討すべきである。

その際は、採点基準を明確に分かりやすく示し、できるだけ簡単に採点できる方法が必要となる。また、採点後の処理が自校でできるシステムを作ることも必要である。

ク 市町の現状

現在、県で実施する調査に加え、全国学力・学習状況調査や市町独自の調査も行われているため、児童生徒と教員への負担が課題となる。

県内市町における学力調査の実施状況については、児童生徒一人一人のフィードバック等の観点から独自に悉皆調査を実施している市町が多いものの、実施学年・時期、内容等は様々である。また、問題については、業者に依頼して作成、または既成の問題を利用している市町がほとんどであり、採点等の処理は、学校の負担軽減の観点から業者委託している例が多い。

県版学力調査を悉皆調査とした場合には、その目的について明らかにし実施上の問題点を丁寧に検討していくとともに、現在、各市町で行っている独自の調査との関係を整理していく必要がある。

Ⅲ 今後の学力向上対策

1 栃木県における今後の学力向上の考え方

全国学力・学習状況調査結果によると、栃木県の小学校第6学年、中学校第3学年の国語、算数・数学の学力は、全国の結果の平均正答率と比較すると、それぞれほぼ同程度である。

一方で、質問紙調査の結果からは、児童生徒の生活態度や学習への姿勢は、上位県と同様に前向きであると分析されている。

共立総合研究所が発表した「平成19年度の全国学力・学習状況調査」の分析による『『いい子どもが育つ』都道府県ランキング』では、栃木県は全国9位に位置付けられている。また、県教育委員会が発表した「平成22年度の全国学力・学習状況調査」の分析により、学習意欲や社会への関心など八つの視点で比較すると、栃木県は全国5位に位置付けられている。

これらのことから、「いい子ども」が育つための基本的な生活習慣やその他の教育環境などが良好であること、本県の子どもは伸びる要素をたくさんもっていることを確認することができた。また、教員と保護者等の適切な指導や導きにより、児童生徒に学力を身に付ける素地が育まれていると受け止められる。

このような背景には、栃木県が学力を総合的に育むために推進している「学業指導」や「家庭学習のすすめ」などのリーフレットの活用により、一人一人の豊かな人間性を育む基盤づくりが、学校、家庭においてしっかりと行われていることが考えられる。

今後は、これまでの栃木県の取組を踏まえ、一層の学力向上を図るために「とちぎの教育」が目指す方向性を明らかにするとともに、その達成に向けて必要な対策を打ち出すことが求められる。言い換えれば、学力向上の目標を達成させるための学力向上対策を推進させることにより、栃木県の子どもたちに豊かな人間性を育み、より一層学力を向上させることが期待できる。その目標については、例えば、『『いい子どもが育つ』都道府県ランキング』や知育と徳育のバランスから考えると、「全国学力・学習状況調査の学力の部分で上位となること」を目指すべきである。

このような目標に向かうために、学校においては、児童生徒一人一人の課題解決に向けて、全教職員で取り組む姿勢づくり、体制づくりを進め、学力を総合的に育むことに努めていくことが重要である。

委員からは、全国学力・学習状況調査や一部の市町で独自に実施された悉皆による学力調査によって、自校の児童生徒の学力を客観的に把握でき、教員の意識が学力の向上に向かった、あるいは、保護者が子どもの学力に関心をもつなどの一定の効果を得られたとの意見が多く、県で実施する学力調査は悉皆で行うべきとの意見

で一致した。

悉皆による学力調査を取り入れることにより、児童生徒一人一人の課題を明確にし目標をもって学習する機会を与えること、また、教員一人一人が指導上の課題を把握する機会をもつことにより、学力向上のための学習指導改善の PDCA サイクルを確実に機能させることが期待できる。

したがって、このような悉皆調査による学力調査を含めて新たな学力向上対策を展開していくことは、子どもの将来への可能性を高め、「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」に示す「とちぎの教育が目指す子ども像」の育成につながるものであり、基本理念「とちぎの子どもたちを 自らの力で 自分の未来を 力強く切り拓いていける人間に育てます」を実現するために大きな礎石となるものである。

2 学力向上の具体策

学力向上対策については、本委員会の協議を踏まえて、これまで県教育委員会が掲げてきた「教師の指導力」「子どもの学ぶ意欲・学習習慣」「保護者の理解・協力」の三つの柱を継承しつつ、実施上の課題の解決を図りながら一層の充実を図っていくことが望まれる。

したがって、今後の学力向上対策を打ち出すに当たり、現行のものに照らして特に重視すべき取組を三つの柱ごとにまとめると、以下のとおりになる。

(1) 「教師の指導力」

ア 教員の意識の向上

教員の指導力向上のためには、教員の意識を自ら変えていくことが必要である。そのためには、指導上の課題を把握する機会や指導方法等を学ぶ機会を意図的・計画的に設定し、充実させていくことが求められる。

その取組として、新たな学力調査を検討すべきである。悉皆方法による学力調査の実施により、教員がその結果を分析検討し、自らの課題を把握するとともに授業の在り方を検証することが期待できる。

また、主に総合教育センターにおいて実施されてきた各種研修の成果を踏まえ、今後とも、当センターにおける学力向上に係る研修計画・実施の充実を図るとともに、各学校における校内研修の充実を図ることが必要である。さらに、教職員一人一人の資質、能力、意欲を向上させるために、教職員評価制度を活用していくことも重要である。

イ 授業の充実・改善

これまで県教育委員会が作成している「とちぎの子どもの基礎・基本」等の資料が各学校において一層有効に活用され、授業の充実・改善につながるよう、指導主事による学校訪問や研修会等の機会に、調査結果に基づいた具体的な指導を意図的に行うべきである。

ウ 学校応援チームの継続

学校応援チームが学校に継続的に関わることができるよさを生かし、授業実践意欲の向上や校内のミドルリーダーの育成などの成果を期待できる。今後も課題解決に向けて意欲的に取り組もうとする学校・地域に対しては、授業改善に向けた取組を継続的に支援していくべきである。

エ 学業指導の充実

学力の向上を図る上では、学校教育の「集団の中で学ぶ」という特質を生かした集団づくりを大切に考えていかなければならない。指導に向けては、今後も、各学校においてリーフレット「あなたは、学業指導を知っていますか！」の活用を図り、それぞれの学級を学びに向かう集団に高めながら、児童生徒が自らの力で様々な不適應を解消し、意欲的に学習活動に取り組めるよう指導・援助することが必要である。

(2) 「子どもの学ぶ意欲・学習習慣」

ア 家庭学習の充実

学力の向上を図る上では、家庭の協力を得て主体的に学ぶ意欲・態度を育むことを今後も重視すべきである。これまでも、リーフレット「家庭学習のすすめ」の活用が図られ、各学校においては、児童生徒の実態や発達の段階に応じた指導が行われていたことを確認している。これらの取組を継続させ、児童生徒が学ぶ楽しさや喜びを味わいながら主体的に学習に取り組む指導を充実させていくことが求められる。

イ 道徳性の育成

学習基盤づくりを推進する上では、児童生徒一人一人に道徳性を育むことも重要である。そのため、発達の段階に応じて、各学校で重点化した事項を、日常的な場面等を含む教育活動全体の中で、機会を捉えて、全教職員で教え育てていく指導の充実が求められる。

ウ 学校ボランティアによる支援

学ぶ意欲や学習習慣を育成していく上では、学校教育全体の充実はもとより、家庭・地域社会の理解・協力の外、学校ボランティアによる支援が有効である。例えば、退職校長等を含む教員OBを派遣するなど、教育活動への支援を行うことにより、児童生徒一人一人の学習基盤が確実に形成されると期待できる。

(3) 「保護者の理解・協力」

ア 家庭の教育力の向上

子どもの成長過程において、親をはじめとする大人との愛着形成や豊かな情操などを養う上で家庭の担う役割は大きい。子どもを理解したり、生活リズムを形成し学びの環境を整えたりする上で、家庭の教育力の向上を目指した取組は今後も継続すべきである。

イ 「親学習プログラム」の活用

「親学習プログラム」については、既に有効性を確認している。今後も、子どもの理解や、子どもへの接し方、親子のコミュニケーション等、子育てに必要な知識やスキルについて、保護者同士が話し合い、交流しながら主体的に学ぶ参加型の学習プログラムである「親学習プログラム」を積極的に活用していくべきである。

3 新たに実施を検討する県版学力調査について

本委員会では、県教育委員会が学力向上策として掲げている「教師の指導力」「子どもの学ぶ意欲・学習習慣」「保護者の理解・協力」の三つの柱について、更なる充実を望むとともに、多くの時間をかけて学力調査の在り方について審議してきた。

今後の県版学力調査を実施するに当たり、その目的については、学習状況の調査により、児童生徒一人一人の学力を把握・分析し、課題を明確にして、個へフィードバックするとともに、教員の指導上の課題を把握した上で授業改善を図ることとすることを確認した。

ここでは、幾つかの観点から制度設計の方針を以下のようにまとめる。

(1) 実施方法について

これまでの協議をとおして、県で実施する学力調査は、悉皆で行うべきとの意見で一致した。

悉皆による学力調査を取り入れることで、児童生徒一人一人が課題を明確にし目標をもって学習したり、教員は指導上の課題を把握し、学力向上のための学習指導改善のPDCAサイクルを確実に機能させたりすることができる。

(2) 実施時期について

実施時期については、「一人一人へフィードバックすることを考えれば、できるだけ年度の早い時期がよい。」「夏休み明けから授業改善ができるよう、夏休み前などがよい。」などの意見が出された。実施時期の設定に当たっては、実施学年・問題の出題範囲や採点・データ入力・分析、様々な観点を関連させて総合的に判断すると、4月または7月が適当である。

(3) 実施学年について

実施学年については、「小学校においては、複数学年で実施するとよい。」「学力の差が出る前に、具体的な手立てを考えたいことから、小学校第4学年に進級した時期はどうか。」「全国学力・学習状況調査の実施学年を避けて、小学校第5学年、中学校第2学年が望ましい。」などの意見が出された。これらを踏まえると、小学校においては、学校全体の当事者意識を高めることも考え、実施学年を二つ程度の学年とし、中学校においては、一つの学年とすることが妥当である。

(4) 実施教科について

実施教科については、習得状況調査と同様、小学校4教科、中学校5教科の実施を望む意見や総合的な学力を把握することを検討してほしいなどの意見が出された。

なお、多くの市町で学力調査を行っている現状から、導入初期には、実施教科または学年を限定しておき、段階的に幅を広げていくことも考えられる。また、市町で実施する学力調査の状況に応じて、市町による学年・教科の選択を可能にすることも考えられる。

(5) 問題作成について

学力調査の問題としては、「とちぎの子どもの基礎・基本」及びその活用問題を含めたものとし、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得及び思考力・判断力・表現力等を検証することを重視する。

県教育委員会の自作とする場合には、県の指導主事の外、市町の指導主事、教員を問題作成委員とすることが考えられる。問題作成者に教員を含めることにより、教員の指導力の向上と地域における学力向上対策の推進者としての活躍が期待できる。また、教員の問題作成委員については、所属校を調査協力校として、調査問題を1学年上の児童生徒にプレテストとして実施してもらうことも可能となる利点が挙げられるが、作成に係る負担を十分に考慮する必要がある。

業者委託とする場合は、本県独自の問題を盛り込める業者を選定することと、予算の確保が重要な課題となる。

(6) 採点について

児童生徒の解答の状況及び課題を把握し、児童生徒のフィードバックに直結させるためには、自校採点により教員が採点することが望ましい。その際には、できるだけ教員の負担を軽減するために、採点基準を明確に示したり、採点の簡素化を図ったりするなどの配慮が必要である。

なお、採点を業者委託とした場合には、教師の負担軽減という利点はあるが、採点結果の活用に課題が残るとともに、相当の予算措置が必要である。

(7) 集計・分析について

自校でデータを入力する場合には、入力を簡素化した集計ソフトを学校に送付し、採点後に入力することで、調査実施直後から自校の状況を把握し、直ちに改善に生かせる利点がある。

なお、児童生徒に結果を知らせる個票の内容については、児童生徒及び保護者が、今後の学習課題を把握し、日々の取組に生かせるものにならない。

児童生徒一人一人へのフィードバックの仕方、短期間での処理などのシステム作りが今後の課題として挙げられる。

(8) 調査結果の扱いについて

県教育委員会は、調査結果から本県の傾向や課題を分析し、本県の学力向上の取組を検証するとともに、授業改善に役立つポイント等を学校、市町教育委員会等に向けて提案する。

公表については、学力調査の目的に鑑み、県全体の結果の公表とし、序列化により過度の競争をおおることのないよう配慮するべきである。なお、市町単位の公表については、当該市町教育委員会が判断することが妥当である。

(9) 学力向上改善プランの作成について

各学校において、自校の状況を把握し、指導改善に生かす PDCA サイクルを確立させるために、調査結果に基づく「学力向上改善プラン」を作成する。「学力向上改善プラン」作成に当たっては、教員の負担軽減を考慮し、県教育委員会が作成した共通の様式を利用する。

この取組により、教員は、改善プランに示されている課題を踏まえて授業展開を工夫することができる。

(10) 市町の理解と協力について

国、県、市町とも、それぞれの説明責任と学力の保証の観点から調査を実施しているが、調査対象の児童生徒と教員の負担を考えると、県で実施する新たな学力調査は、市町で実施する学力調査と将来的には一本化できることが望ましいという意見が出された。

調査の一本化に当たっての条件としては、市町で実施している調査の目的と合致すること、市町が参加できるようなメリットを提供できることが挙げられる。その上で、ある程度の準備期間を設け、調査の詳細な設計を基に十分な説明を行うなど、市町の理解と協力を得るための努力が必要である。

(11) 調査の継続について

市町が県の調査に参加するためのもう一つの視点として、継続的な事業となるよう保証されることが重要なポイントである。現行の市町独自の調査については、制度設計、予算確保、学校への指導等のコストをかけられてきている。仮に、市町が独自の調査を取り止めて一本化に応じた後に、県版学力調査が中止されるようなことがあるとすれば、参加することは難しいとの意見が出された。

以上のことから、県版学力調査が継続的な事業となるためには、悉皆調査を実施する先進県と同様に新たに専門部署を設置し、専任の職員を配置することが欠かせない。組織を立ち上げることは、継続的な予算を確保することにつながり、継続的な事業となることを内外にアピールする効果も期待できる。栃木県の人づくりの観点から、人的資源と財政的支援をぜひ注ぐべきである。

IV おわりに

本委員会は、3回の委員会を経て、今後の学力向上対策の在り方に関する提言をまとめた。協議においては、各委員がそれぞれの立場から積極的に意見を述べ、様々な観点から検討することができた。

今後の学力向上対策については、三つの柱に基づく取組が児童生徒の学力を向上させる上で有効であることを確認し、今後とも総合的に学力を育むこととして継承することを確認した。本県の学力向上対策の特長の一つは、「とちぎの子どもの基礎・基本」に代表されるように、高等学校における学習も視野に入れながら、小・中学校における学習を確実に積み上げていくための方策を整備していることである。この特長が十分に生かされるためには、各教科における学習内容の系統性と児童生徒の学力の伸長を対応させながら、丁寧な指導が行われなければならない。それには、学力を正確に把握することが重要な支えとなる。このような考え方は、協議において各委員が重ねて強調し、意見がぶれることはなかった。

また、児童生徒の学力向上に資するためには、全ての教員が指導上の課題を把握し指導改善を図るなど指導力を高めることが求められ、学力調査を核としたPDCAサイクルを構築することの重要性を確認した。そのため、新たな調査方法となる悉皆調査の実施を提案するため、協議に多くの時間を費やした。

ただし、悉皆調査による学力調査の実施に踏み込むためには、栃木県教育委員会内の組織体制を整えることをはじめ、市町教育委員会関係者を交えた協議等により賛同を得る必要があるという意見も出されている。中でも、実施に当たっては、実施学年・教科・時期、問題作成、採点、予算等、これらをそれぞれに関連させた総合的な制度設計が必要なことから、様々な課題が解決されないままでの実施は難しいとの意見で一致している。

今後は、実施に向けて県教育委員会において、さらに細部にわたる検討を行う必要がある。本提言を踏まえながら、新たな学力向上対策を展開することが、「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の基本理念の実現に結び付き、夢や目標に向かって力強く自己実現を図っていける児童生徒の育成につながることを大いに期待したい。

県教育委員会では、「教師の指導力」「子どもの学ぶ意欲・学習習慣」「保護者の理解・協力」の三つを学力向上の柱と捉えている。そこで、これらに基づき小・中・高の連続性を意識した施策等を、次のように展開して総合的に学力を育み、個性を生かす教育の充実を図っている。

(H23.6 現在)

1 教師の指導力を高める**(1) 教員研修の充実**

- 「とちぎの教育未来塾」の開催
若い教員が自主的・継続的な研修を通して、教師としての基礎を確立するとともに、教員を目指す学生等が、若い教員とともに学ぶことを通して、教職に対する情熱・使命感を高める。
- ネクストステージ研修
講話や研究協議等を通して今日的な教育課題について理解を深め、学校の教育活動推進の中核的立場の教師に求められる資質の向上を図る。

(2) 小・中・高の連続性のある教育の推進

- 「とちぎの子どもの基礎・基本」等の活用促進
・「とちぎの子どもの基礎・基本」作成・配布
本県の子どもたちが、各学年段階ごとに身に付けるべき基礎的・基本的な知識・技能をまとめ、各学校に配布し、その活用を促進する。
- ・「問題事例集」及びその「活用編」の作成・配布
「とちぎの子どもの基礎・基本」を分かりやすく示した問題事例集の他、基礎・基本を活用して解く問題事例集〔活用編〕を示し、総合的な学力の向上を図る。
- ・「とちぎの子どもの基礎・基本」習得状況調査
「とちぎの子どもの基礎・基本」に示した知識・技能等の習得状況を把握し、調査結果の分析から基礎・基本の確実な習得を図る授業改善プラン等を作成し、その活用を促進する。
- 新学習指導要領への対応
新学習指導要領の趣旨を踏まえた適正で特色のある教育課程の編成・実施及び評価について周知する。
- リフレット「あなたは学業指導を知っていますか」の有効な活用促進
学級を学びに向かう集団に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し、自己実現を図っていくための指導・援助を推進する。
- 中高教育課程の連携推進
高等学校の教員が、中学校と高等学校との学習の連続性を理解して指導できるよう作成した「指導事例・評価問題集」の活用を通して、中高の円滑な接続を図る。

(3) 学校や教員の応援

- 学校応援チームの派遣
市町教育委員会との連携・協力の下、課題の解決に向けて意欲的に取り組もうとしている学校・地域に学校応援チームを派遣して、学校の授業改善等に向けた取組を支援する。

2 子どもの学ぶ意欲を高め、学習習慣を確立する**(1) 子どもの生活習慣の確立**

- リフレット「家庭学習のすすめ」の有効な活用促進
子どもの学習意欲を高め、生活習慣を育成する。
- 道徳教育の推進
とちぎの教育が目指す子ども像の具現化を図るために、道徳性を育むための素地づくりと道徳的実践力を育成する。

(2) 学校教育の充実

- スクールエキスパート活用事業
退職校長等を含む教員OBを小・中学校及び高等学校に派遣し、各学校のニーズに応じた教育活動への支援を行うことにより、児童生徒一人一人の学習基盤の整備を図る。

3 保護者の理解・協力を得る**(1) 保護者への普及・啓発**

- リフレット「家庭学習のすすめ」の有効な活用促進
- 「親学習プログラム」の活用促進
親同士が交流を図りながら自分自身の子育てを振り返ったり、子育てに必要な知識やスキルを主体的に学んだりできる「親学習プログラム」を活用し、家庭の教育力の向上を図る。

(2) 就学前の教育の充実

- 幼稚園・保育所等パワーアップセミナーの実施
幼稚園・保育所がその専門性を生かし情報提供や子育て相談活動を行うなど、地域における幼児期の教育の中核的施設としての役割を果たせるよう、指導力の向上を図る。

(3) 思春期の教育の充実

- 「思春期版家庭教育支援プログラム」の活用
中学生や高校生の思春期の子を持つ保護者を対象に家庭の役割について学ぶ機会の充実を図る。

〈参考〉

他県における学力向上対策の状況

本委員会では、他県の情報を収集し、栃木県の学力向上対策及び学力調査における課題解決、調査設計に生かすこととし、平成23年8月末から9月初めにかけて、関係委員により、福井、石川、秋田、青森の四県の視察を行った。

第2回委員会において、事務局がまとめた資料に基づき報告を行い、本県における学力向上対策及び学力調査の在り方について協議した。

【各県の学力向上対策の特徴】

福井県では、学力向上教育システムの確立を図り、核となる教員の育成や授業名人の活用に取り組んでいる。さらに、教員の指導力の向上に向けて、学力調査の問題作成に教員を含めたり、調査実施後に、結果についての冊子等を各学校に配布したりするとともに、その冊子等を活用した校内研修を充実させるために、悉皆による研修を開催している。

石川県では、大学の先生、退職校長、現職教員等で構成された学力調査分析・活用プロジェクトチームにより、全国学力・学習状況調査結果を分析し、「いしかわ学びの指針12か条」を策定した。さらに、学力向上プログラム推進チーム派遣事業を立ち上げ、大学の先生を年2回全ての市町に派遣し、各学校の取組の指導・助言に当たるとともに、県の施策の周知徹底を図っている。また、学力調査の結果分析においても、大学との連携を図っている。

秋田県では、ふるさと教育や心の教育を学校教育共通実践課題として平成5年から推進してきている。早い段階から生活習慣、学習習慣を望ましいものにしていくために、一人一人に対する指導をきめ細かく行うこととして、少人数学習の推進を図っている。このことについては、学習状況調査により少人数学習の成果や課題を把握している。また、全国学力・学習状況調査、県の学力調査及び高校入試を一体と捉えた検証改善サイクルを確立するよう各学校に呼びかけている。

青森県では、学習習慣の形成について、小・中・高等学校が一貫した考え方に立った連携教育を推進し、家庭や地域と連携した学習習慣の形成や小・中・高等学校の交流活動などの実践研究を行っている。

【各県の学力調査の特徴】

〈目的〉

各県とも、悉皆による県独自の学力調査を実施している。この調査をとおして、学習指導要領の定着状況や各学校における実態や課題を把握するとともに、指導改善を図っている。

〈実施時期・学年・教科〉

実施時期・学年・教科については、四県ともそれぞれのねらいに基づき設定されている。各県における実施方法については、次のとおりである。

福井県では、課題を克服するための手段として、1月に小5・中2で実施し、全国学力・学習状況調査とともに、PDCAサイクルの確立を目指している。

石川県では、4月の全国学力・学習状況調査の前日に実施し、その結果を夏休み前に返却することで、調査結果をその年度の指導改善に生かしている。県の学力調査日を全国学力・学習状況調査の前日とすることで、各学校が行事の調整をしやすくなる利点がある。また、早い段階から対応することとして小4を含め、小6、中3で実施している。実施教科については、小4が国・算、小6と中3は全国学力・学習状況調査で実施する国、算・数を除き、小6が社、理、中3が、社、理、英で実施している。

秋田県では、県の学力調査時期を12月に実施することで、4月の全国学力・学習状況調査を有効活用したPDCAサイクルを構築している。出題内容は全国学力・学習状況調査を踏まえて出題しており、学校において全国学力・学習状況調査で明らかになった課題を授業改善に生かしている。また、県の指導主事が学校訪問し、学習状況の課題に触れて指導している。

青森県では、学校行事や問題作成の期間、指導改善の時間の確保等から、小5、中2の学年で実施することが妥当であると考え、8月末に実施している。国、算・数の2教科については、県の学力調査の結果を踏まえて指導改善を行った後の状況を国の調査で確認し、引き続き指導改善に生かしている。

〈採点・集計・分析〉

採点業務等については、4県とも自校で行うこととし、県から配布された集計ソフトに採点結果を入力し、定着度を把握することとしている。このことは、各県とも、各学校の状況を速やかに把握するとともに、経費削減の中で悉皆調査を実施する上での方策である。

石川県においては、悉皆調査で実施した上、全学校の各学年から抽出した1学級のデータのみを扱うこととし、業者が採点している。

調査実施後の各学校の課題解決に向けた取組については、結果の概要や、分析考察の報告書を作成するとともに、その活用や具体的な実践について協議したり、研修会等を実施したりしている。

〈その他〉

福井県や秋田県で共通に見られる点として、生活習慣を大事にしていること、無解答率を低くするために授業中の地道な指導を継続していることが挙げられる。

また、秋田県では、家庭学習の習慣づくりが図られている学校が多く、「家庭学習のノート」の指導の充実を図っている。

〈視察各県の学力調査の実施状況〉

	福井県	石川県	秋田県	青森県
目的	児童生徒の課題を克服するための手段として、利用する。	県全体の学力や学習状況を把握し、指導改善に生かす。	学習指導要領の定着度や授業の成果や状態を、課題の把握や指導改善のために活用する。	全県の調査目標を明らかにし、模範的な指導の事例を参考に、各学校の学習指導要領や授業内容に合わせた指導を行うこと。
実施時期	・ 1月後半 <理由> ・年度内に速報を出し、課題についての授業改善につなげる。	・ 4月実施 (国の調査の前日) <理由> ・夏休み前までに返却することにより、調査結果をその年度の指導改善にも生かす。 ・実施日をほぼ固定化することで、行事等を調整しやすくする。	・ 12月実施 平成23年度は、小学校12月7日(水)、中学校12月8日(木)に実施した。 <理由> ・統一日を設定し、実施する場合同様に実施する。 ・全国学力・学習状況調査が4月実施されることを捉え、PDCAサイクルを構築できる。	・ 8月最終週水曜日 <理由> ・1学期は、各学校の行事や学習準備等があるが9月下旬に行われる各種の調査から、当初は無理はない。
実施学年・教科	・小5：4教科 (国、社、算、理) ・中2：5教科 (国、社、数、理、英)	・小4：2教科 (国、算) ・小6：2教科 (社、理) ・中3：3教科 (社、理、英)	・小4：3教科 (国、算、理) ・小5・6：4教科 (国、社、算、理) ・中1・2：5教科 (国、社、数、理、英)	・小5：4教科 (国、社、算、理) ・中2：5教科 (国、社、数、理、英) ・学習に関する意識や実態(質問紙調査)
問題作成	・研究員、県指導主事、一般教員で構成し、各教科ごとに8人で作成している。	・学校指導課指導主事、小学校教育事務所指導主事、小中学校の教員で調査、作成している。	・平成19年度までは、教員(現場の声を反映させるため)も各学年各教科1名ずつ問題を作成していたが、平成20年度以降は、調査実施スケジュールの関係等により、指導主事のみで作成している。	・青森県教育委員会(青森県教育庁)で作成している。
集計・採点	・自校で採点終了後、集計ソフトに入力する。	・各学校の各学年1学級を抽出し、業者による採点を委託している。自校で採点結果と併せて集計分析をする。小学校は約半、中学校は約1/3の生徒が抽出の対象になる。	・自校採点し、各学校は、Web上にある集計分析するためのシステムに入力し、定着度を把握する。	・各学校でそれぞれ分担して採点している。(自校の児童生徒個々の学習状況を直接的に把握し、学習指導の改善に役立つため。)
結果公表の仕方	・冊子で公表している。全小中学校の代表を集め、研修会を開催している。	・市町ごとの公表はしていない。各教育委員会、各学務所、各学区に調査結果を報告している。	・県、各市、町村をまとめた地区ごとの平均や分布等を示している。平成19年度から公表している。	・10市6地域別の通過率を公表する。各地域の課題を共有し、市町村教育委員会等が連携して取り組んでいる。末報告書を市町村教育委員会等へ送付している。

〈資料1〉

とちぎの子どもの確かな学力向上検討委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 本県が掲げる学力向上の三つの柱である「教師の指導力」「子どもの学ぶ意欲・学習習慣」「保護者の理解・協力」に対応する本県独自の学力向上策や学力調査の在り方について協議するため、「とちぎの子どもの確かな学力向上検討委員会」(以下「学力向上検討委員会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 学力向上検討委員会は12名の委員をもって構成し、委員は栃木県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年以内とする。

(委員長)

第4条 学力向上検討委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、学力向上検討委員会を招集し、会議を主宰する。
- 3 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 学力向上検討委員会に副委員長を置く。副委員長は委員の互選によるものとする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合に、その職務を代理する。

(会議及び会議録)

第5条 学力向上検討委員会は公開とするが、委員の総意により非公開とすることができる。

- 2 会議録の作成に際し、個人が識別される情報については、記載しないものとする。

(庶 務)

第6条 学力向上検討委員会の検討事項の整理をするため、作業部会を置く。

- 2 作業部会の委員は、学力向上研究委員会の指導主事とする。
- 3 学力向上検討委員会に関する庶務は、栃木県教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、学力向上検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

〈資料2〉

「とちぎの子どもの確かな学力向上検討委員会」委員名簿

(◎ 委員長 ○ 副委員長)

	氏 名	役 職 名 等	備 考
1	◎ 人見 久城	宇都宮大学教育学部教授	学識経験者
2	○ 小原 政敏	白鷗大学教育学部教授	学識経験者
3	花塚 隆志	栃木県議会議員	県議会議員
4	手塚 則夫	小山市立小山城東小学校長	県小学校長会代表
5	白鳥 信義	宇都宮市立国本中学校長	県中学校長会代表
6	奥畑 清美	栃木県立真岡女子高等学校長	県高等学校長会代表
7	落合 一義	佐野市教育委員会教育長	栃木県市町村教育委員会連合会市教育長部会長
8	新沼 隆三	栃木県連合教育会長	県連合教育会代表
9	小堀 秀一	栃木県P T A連合会副会長	保護者代表（県P連）
10	平山 利秋	栃木県高等学校P T A連合会副会長	保護者代表（高P連）
11	大宮司 敏夫	那須教育事務所長	教育事務所長会長
12	池守 滋	栃木県総合教育センター研究調査部長	総合教育センター代表

(役職は委員就任時のもの)